

令和6年度 さぬき市住宅リフォーム支援事業

市民の生活環境の向上と定住促進及び地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォーム工事を行う方に対して、さぬき市共通商品券を交付します。

対象者となる要件や内容は次のとおりです。

概要

■交付対象者

- ・さぬき市在住で、住民登録をしている人
- ・本人及び同一世帯に属する方が、市税等を滞納していない人
- ・さぬき市内の住宅を取得してリフォームし、住民登録する人



■交付対象住宅

- ・市内に所有し自ら居住している住宅
- ・交付申請時点において建築後3年以上を経過している住宅
※店舗等との併用住宅は個人住宅部分のみ



■交付対象となる工事

- ・市内の施工業者（市内に事業所を有し、本市の法人市民税が課されている法人又は、本市に住民登録している市内の個人事業者）が施工する工事
- ・住宅本体に係る修繕、補修又は増・減築、壁紙の張り替え、屋根又は外壁の塗り替え、その他住宅の模様替えのための工事
- ・工事費が50万円（税込）以上
- ・令和7年3月10日（月）までに完了報告を行うことができるもの

■商品券交付額

- ・交付対象工事に要する経費の10パーセントに相当する額で20万円を上限（同一の住宅について1回限り）

■募集受付期間

- ・令和6年5月13日（月）から先着順に随時受付をします。
※予算に達した時点で受付を終了します。

※交付決定前の工事着工は交付対象になりません。必ず、交付決定通知が届いてから工事を始めてください。

問合せ先

さぬき市役所 建設経済部 都市整備課 TEL 087-894-1113

さぬき市ホームページ
トップページ右上の検索窓

住宅リフォーム

サイト内検索



※募集要項、Q&A、申請書類は、市ホームページ または 都市整備課窓口で！

【交付対象リフォーム工事例】



基本事項

- ・交付の対象となるのは、市内に事業所を有する法人又は個人が請負等で行うリフォーム工事であり、申請者が代表となっている法人又は個人が自ら行ったリフォームは交付対象外です。
- ・住宅のリフォーム工事を伴わない設備機器、備品等の購入・設置は交付対象外です。
- ・詳しくは、**募集要項およびQ&A**をご覧ください。

No.	リフォームの内容	備 考
交付対象	1 既存住宅の増築、一部改築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要。
	2 浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム	
	3 給排水衛生設備工事	
	4 給湯設備工事	
	5 換気設備工事	
	6 電気設備工事	
	7 ガス設備工事	
	8 オール電化住宅工事	200vの電気工事等を伴う場合は対象。
	9 エコキュート(自然冷媒ヒートポンプ給湯機)	配管接続工事を伴う場合は対象。
	10 エネファーム（家庭用燃料電池コーナー発電システム）	配管接続工事を伴う場合は対象。
	11 屋根の葺き替え、塗装、防水工事	屋根廻りの修理なども含む。
	12 外壁の張り替えや塗装工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含む。
	13 部屋の間仕切りの変更工事	
	14 床材、内壁材、天井材の張替えや塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も対象。
	15 褥紙、障子紙の張り替えや畳の取替え（表替え、裏返しも含む）	
	16 雨樋等の取替えや修理	
	17 建具、開口部の取替えや新設工事	雨戸も対象。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替えや新設も対象。（単独は対象外）
	18 造付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）	
一部交付対象	19 バリアフリー改修工事（手摺りの設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	居宅介護住宅改修及び介護予防住宅改修費の給付事業、障害者等日常生活用具給付事業の交付対象工事費を控除した額を対象。
	20 耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	さぬき市民間住宅耐震対策支援事業の補助金を控除した額を対象。
	21 住宅の解体工事	解体工事のみは対象外。増築、一部改築、その他リフォームに伴う部分の解体であれば対象。
交付対象外	22 車庫、物置、倉庫等の附属屋の工事	住宅でないため対象外。
	23 店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅でないため対象外。
	24 門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	25 植樹、剪定等の植栽工事	
	26 下水道への切替工事	住戸内の改修工事を行う場合は対象。
	27 合併処理浄化槽工事	住戸内の改修工事は対象。
	28 雨水浸透ますの設置工事	
	29 太陽光発電、太陽熱利用設備の設置工事	さぬき市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の対象となります。
	30 雨水タンク設備の設置工事	
	31 防犯ライト・カメラの設置工事	
	32 カーテン、ブラインド等の取替えや新設工事	当該部屋の改修工事と併せて設置する場合は設置工事費のみ対象。購入・運搬費用は対象外。
	33 電話、インターネット、テレビアンテナ（地上デジタル）の設置・配線工事	当該部屋の改修工事と併せて設置する場合は設置工事費のみ対象。
	34 エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス、石油暖房器具等、家具の購入・設置	当該部屋の改修工事と併せて設置する場合は設置工事費のみ対象。購入・運搬費用は対象外。
	35 消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	
	36 シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	改修工事と併せて行う場合は対象。
	37 ハウスクーリーニング、排水管清掃等	改修工事と併せて行う場合は対象。
	38 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	